

国立大学法人奈良教育大学災害補償規則

平成16年4月1日  
制 定

改正 平成17年4月22日規則第42号

(目的)

第1条 この規則は、国立大学法人奈良教育大学教職員就業規則(平成16年奈良教育大学規則第43号。以下「教職員就業規則」という。)第56条の規定に基づき、教職員が業務上又は通勤途上における災害(負傷、疾病、廃疾、障害又は死亡をいう。以下「身体障害」という。)を受けた場合、労働基準法(昭和22年法律第49号。以下「労基法」という。)及び労働者災害補償保険法(昭和22年法律第50号。以下「労災保険法」という。)に基づく補償又は保険給付のほかに、国立大学法人奈良教育大学(以下「本学」という。)が行う補償(以下「法定外補償」という)に関して、必要な事項を定める。

(対象教職員)

第2条 この規則の適用対象となる教職員は、教職員就業規則第3条に規定する教職員とする。

(補償の内容)

第3条 この規則により行う補償の種類は次の各号のとおりとする。

- 一 休業補償
- 二 障害補償
- 三 遺族補償

(補償の実施)

第4条 前条に規定する補償の実施については、補償を受けようとする教職員又は遺族の請求に基づいて、大学が行う。

(休業補償)

第5条 教職員が通勤途上における身体障害の療養のため勤務することができず、給与を受けない場合において、その勤務することができない第3日目まで(以下「第3日目まで」という。)の期間につき、労基法第76条に準じて労基法第12条に規定する平均賃金(以下「平均賃金」という。)の100分の60に相当する金額を支給する。

(休業特別支給金)

第6条 教職員が業務上又は通勤途上における身体障害の療養のため勤務することができず、給与を受けない場合において、その勤務することができない第3日目まで(以下

「第3日目まで」という。)の期間につき、前条若しくは労基法第76条に規定する休業補償を受ける者には、平均賃金の100分の20に相当する金額を支給する。

(障害補償及び遺族補償)

第7条 本学が行う法定外補償のうち、教職員が業務上において身体障害を受けた場合、当該教職員又は教職員の遺族で労災保険法第16条の2に規定する遺族補償年金を受け権利を有する者又は労災保険法第16条の7に規定する遺族補償一時金を受け権利を有する者(以下「遺族」という。)に対し障害補償及び遺族補償を行う。

2 前項に定める身体障害であっても、次の各号に該当する身体障害はこの規則を適用しない。

- 一 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱、暴動その他これらに類似の事変による身体障害
- 二 地震、噴火、津波又は風土病又は核燃料物質(その汚染物を含む)による身体障害
- 三 教職員の故意もしくは故意の犯罪行為又は重大な過失のみによって生じた当該教職員の身体障害
- 四 車両の泥酔運転又は無免許運転の間に生じた当該運転教職員の身体障害

(通勤災害補償)

第8条 労災保険法上業務外の事由とされた通勤災害による身体障害については、労災保険法上の通勤災害に該当する場合に限り、これを業務上の事由による身体障害に準ずるものとし、この規則を適用する。

(障害補償)

第9条 教職員が業務上に負傷し、若しくは疾病にかかり、又は通勤により負傷し、若しくは疾病にかかり、治癒した後身体に傷害が存する者には、その障害の程度に応じて1,540万円(通勤による負傷又は疾病の場合(既に公務上の負傷又は疾病による障害のある者が同一部位について障害の程度を加重した場合を除く。))にあつては、975万円を超えない範囲内で別表1に定める等級に応じた額を支給する。

2 障害等級は労災保険法による。

3 障害が2以上ある場合、又は障害の程度を加重した場合は、労災保険法の規定を準用し障害等級を決定する。

(遺族補償)

第10条 業務上死亡し、又は通勤により死亡した教職員の遺族には、別表2に定める額を支給する。ただし、障害補償支給後再発のため死亡した場合は、遺族補償額から給付を行った障害補償額を控除した差額を支給する。

(支給の決定)

第 1 1 条 学長は、前条の規定による請求を受理したときは、これを審査し、速やかに支給に関する決定を行わなければならない。

( 解釈上の疑義の取扱い )

第 1 2 条 業務外の認定等この規定に定める事項につき疑義を生じたときは、労基法及び労災保険法の規定及びその運用解釈による。

附 則

この規則は、平成 1 6 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 ( 平成 1 7 年度第 4 2 号 )

この規則は、平成 1 7 年 4 月 2 2 日から施行し、平成 1 7 年 4 月 1 日から適用する。

別表 1

身体障害等級	業務上災害	通勤災害
後遺障害 1 級	1,540 万円	975 万円
後遺障害 2 級	1,500 万円	940 万円
後遺障害 3 級	1,460 万円	905 万円
後遺障害 4 級	875 万円	550 万円
後遺障害 5 級	745 万円	470 万円
後遺障害 6 級	615 万円	390 万円
後遺障害 7 級	485 万円	310 万円
後遺障害 8 級	320 万円	195 万円
後遺障害 9 級	250 万円	155 万円
後遺障害 10 級	195 万円	120 万円
後遺障害 11 級	145 万円	90 万円
後遺障害 12 級	105 万円	65 万円
後遺障害 13 級	75 万円	45 万円
後遺障害 14 級	45 万円	30 万円

別表 2

身体障害等級	公務災害	通勤災害
遺族補償年金を受ける権利を有する者	1,860 万円	1,200 万円